

「北海道労働政策協定」の締結について

平成 27 年 8 月 25 日

これまでの取組：「北海道雇用対策協定」による就職支援など

- 北海道と北海道労働局の二者では、平成 24 年 12 月に「北海道雇用対策協定」を締結
 - ・「みらいっぽ」※による若年者や女性の就職支援など、両者が緊密に連携し雇用対策を推進

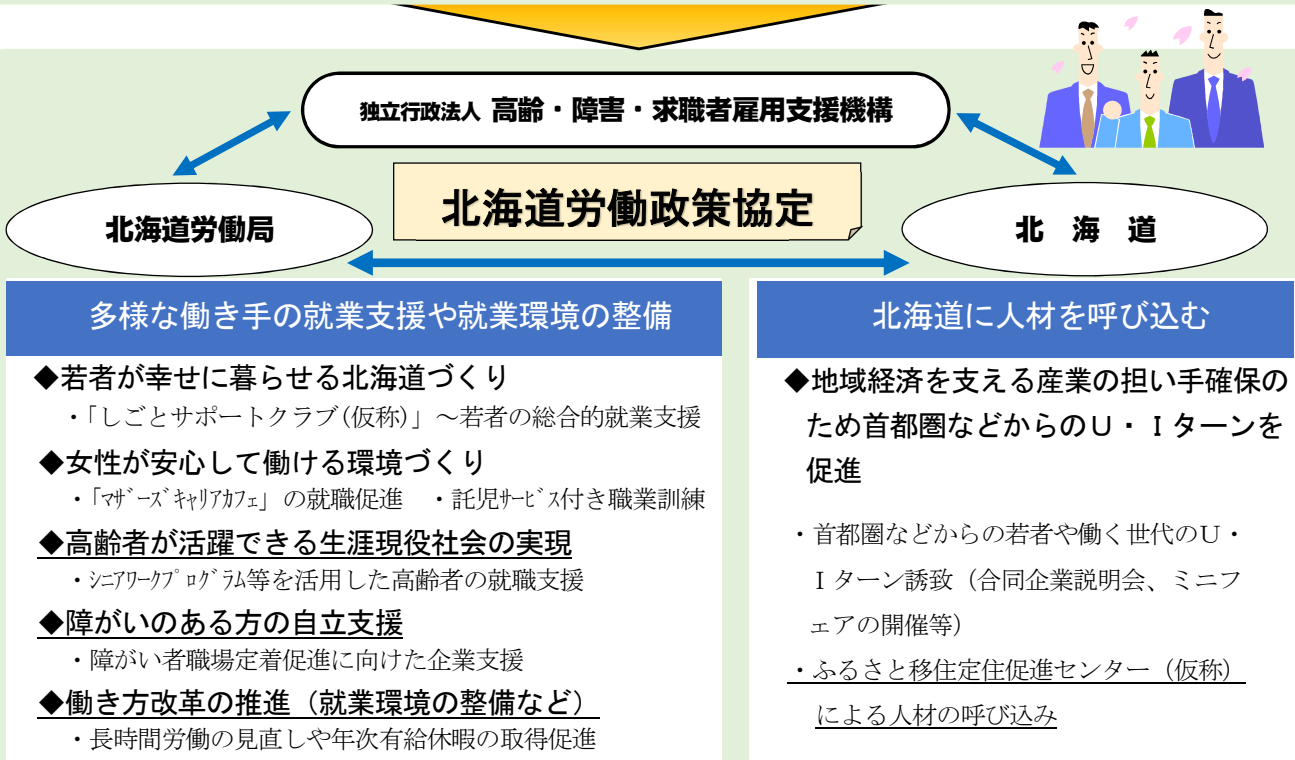
※「みらいっぽ（北海道わかもの就職応援センター）」：道の「ジョブカフェ北海道」と労働局の「札幌わかものハローワーク」を一体的に運営。カウンセリングからマッチングまで様々な就職支援サービスをワンストップで提供

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構を加え、三者による新たな協定の締結

■雇用対策と職業能力開発の一体的な展開

※下線は、機能が新たに追加又は強化される事項

- 機構の参画により、労働者の職業能力開発機会の拡大とキャリア形成・支援機能を強化
 - ・機構の運営する「ポリテクセンター」や「ポリテクカレッジ」などの活用
- 従来の若年者や女性の就職支援に加え、高齢者の雇用の確保、障害者の職業的な自立支援、働き方改革の推進など、幅広い人材に対する総合的な就職支援などを強化



職業能力開発など人材育成に関する支援機能の強化（連携体制づくり）

◆地域のニーズを踏まえた能力開発を一体的かつ総合的に推進

- ・「地域創生人材育成事業」の推進（人手不足分野における人材育成や人材確保）
- ・総合的な在職者訓練・総合相談窓口の設置（在職労働者のスキルアップ）
- ・道立高等技専とポリテクセンター等との連携（人的・物的資源の相互活用）
- ・「公共職業訓練（離職者等訓練）と求職者支援訓練に係る総合計画」の策定

誰もがその能力を発揮し、意欲をもって働ける「全員参加の社会」と「人材力の強化」

※事業については、予定を記入。協定締結後、速やかに事業計画を策定